

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月13日 13時25分ごろ
発生場所	香川県小豆島北東方沖 福田港北1号防波堤灯台から真方位016° 1.8海里付近 （概位 北緯34°34.4′ 東経134°21.5′）
事故の概要	漁業取締船白鷺は、漂泊中、また、漁船新栄丸は、接舷操船中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年5月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁業取締船 白鷺、149トン 140149、農林水産省 B 漁船 新栄丸、4.8トン OY3-16997（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に凹損及び亀裂 B 左舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aほか14人が乗り組み、小豆島北東方沖で漁業取締りの目的で、漁業許可区域外で操業中のB船に対し、船首を西方に向け漂泊中のA船の右舷側に接舷するよう指示し、B船が南東方に後進していたところ、A船の右舷中央部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、小型底引き網の操業中、A船からの指示で、A船の右舷中央部に左舷着けで接舷しようと船尾方を見ながら船橋左舷後部に設置された機関操縦レバーと舵輪を操作して、後進しながらA船に接近した。 B船は、船長Bが、A船の至近で行きあしを止めようとした際、主機のクラッチレバーを後進から前進に操作するつもりが、A船の甲板上でB船の接舷を見守っていた多数の乗組員の視線を感じて緊張し、誤ってスロットルレバーを増速方向に操作して、A船と衝突した。
分析	A 船は、漂泊中、B 船は、後進しながらA 船の右舷中央部に接舷操船中、船長Bが、A 船の至近で行きあしを止めようとした際、主機のクラッチレバーを後進から前進に操作するつもりが、A 船の甲板上で

	<p>B船の接舷を見守っていた多数の乗組員の視線を感じて緊張し、スロットルレバーを増速方向に操作したことから、両船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が後進しながらA船の右舷中央部に接舷操船中、船長Bが、A船の至近で行きあしを止めようとした際、主機のクラッチレバーを後進から前進に操作するつもりが、A船の甲板上でB船の接舷を見守っていた多数の乗組員の視線を感じて緊張し、スロットルレバーを増速方向に操作したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、いつもより緊張した状態で他船に接舷するときは、より慎重に機関操作を行うたびに目視で操作レバーの種類や操作方向を確認すること。